

令和5年 12月 15日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

北海道補給処調達会計部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
2C00450	産業廃棄物処分	契約相手先 業者処分場	6.3.29	5.12.15	6.1.12	6.1.12 1300	防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) は問わない。	総品目総額 処分施設 が道内所 在業者限 定

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先
〒061-1393
北海道恵庭市西島松308番地
陸上自衛隊島松駐屯地 北海道補給処調達会計部契約課
TEL: 0123-36-8611 担当: 第2契約班 (内線: 5257、5342)
FAX: 0123-36-8719 (直通)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号	仕 様 書 番 号		
	NLT-Z200001B		
	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作 成	平成24年	3月15日
	変 更	平成26年	10月 8日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処	

産業廃棄物処理

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において実施する産業廃棄物処理の役務調達について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書における用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 種類

産業廃棄物の種類は、表1による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下，“法”という。）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
（以下，“措置法”という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

対象産業廃棄物，数量，その他の一般的要求事項は，調達要領指定書によって指定する。

2.2 処理の区分

処理の区分は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，“運搬及び処分”とする。

2.3 処理基準

処理基準は，次によるほか，契約の相手方は，法及び関係法令を遵守し，適正に処理する責任を負うものとする。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は，法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は，法第12条の2で定める特別管理産業廃棄物処理基準によるほか，ポリ塩化ビフェニル等の処理は，措置法で定める処理基準による。

2. 4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 監督・検査

監督及びび検査は、役務完了検査とし、契約の相手方は本役務終了後、契約担当官等に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4. 1 提出書類

提出書類は、次によるほか、契約担当官等の指示による。

- a) 当該産業廃棄物の種類を事業範囲を含む許可書の写し（契約前）。
- b) 管理票の写し（契約締結後）。
- c) 管理票（B2・D・E票）（産業廃棄物処理の各段階ごとの処理終了後）

4. 2 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

表 1—産業廃棄物の種類

種類	性状・具体例など
<p>汚泥，廃油，廃酸， 廃アルカリ， 廃プラスチック類， 繊維くず，ゴムくず， 金属くず， ガラス及び陶磁器くず， がれき類</p>	<p>特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。</p>
<p>非飛散性アスベスト</p>	<p>アスベストのうち，飛散性のものを除く。 【例】石綿スレート，石綿管，パルプメント板，ビニール タイルなどのアスベスト成形板。</p>
<p>廃油</p>	<p>廃油のうち，揮発油類・灯油類・軽油類。</p>
<p>廃酸</p>	<p>廃酸のうち，pH2.0以下のもの。</p>
<p>廃アルカリ</p>	<p>廃アルカリのうち，pH12.5以上のもの。</p>
<p>感染性産業廃棄物</p>	<p>病院、診療所等において生じた感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物）であって汚泥、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくずなどであるもの。</p>
<p>廃油</p>	<p>廃油のうち，トリクロエチレン等有害物質の基準を超えて含むもの。</p>
<p>汚泥・廃酸・廃アルカリ</p>	<p>汚泥・廃酸・廃アルカリのうち，水銀・カドミウム・鉛又はそれらの化合物若しくは六価クロム化合物・シアン・トリクロエチレンなどの基準値を超えて含むもの。</p>
<p>特定有害産業廃棄物</p> <p>飛散性アスベスト (廃石綿など)</p>	<p>廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものとして次に掲げる事業などによって発生したものの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 石綿建材除去事業（建築物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの。 ② 大防法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じたもの。 ③ 輸入されたもの。 <p>【例】吹付けアスベスト除去物，保温材料など</p>
<p>廃ポリ塩化ビフェニル等</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油</p>
<p>ポリ塩化ビフェニル汚染物</p>	<p>ポリ塩化ビフェニルが塗布，染み込み付着又は封入され廃棄物となったもの。</p>

注記 細部については，調達要領指定書によって指定する。